

いじめ防止に係る基本方針

令和3年4月1日改訂

本校は、いじめ防止対策推進法に基づき「いじめ防止」のために実施すべき対策を以下に定める。

I いじめ防止に係る基本的な考え方

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺等を引き起こす要因になる深刻な問題である。また、近年の「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめ問題は、学校が組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域及び関係機関等の協力を得ながら、対峙することが必要である。また、いじめ問題の解決には、生徒に「いじめを絶対に許さない」という意識・態度を育てることが大切である。

本校は、学校目標に掲げる「健康常に心を正す」を実現していくために、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての生徒が生き生きと学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。また、校長のリーダーシップの下、全教職員がいじめ問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」とする。

3 いじめに関わる基本的な考え方

- (1) いじめは、人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではないこと。
- (2) いじめはどの子にもどの学校でも起こりうるものであること。
- (3) 嫌がらせやいじわる等暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が被害も加害も経験すること。
- (4) 暴力を伴わないいじめであっても繰り返されることで、暴力を伴ういじめ同様、生命または身体に重大な危険を生じさせるものであること。
- (5) いじめは、人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びに、それを取り巻く集団に対し、適切な指導・支援が必要であること。
- (6) 「観衆」や「傍観者」としての学級や部活等の所属集団にいじめを許容しない雰囲気を形成する必要があること。
- (7) いじめは、学校、家庭、地域等全ての関係者が其々の役割を果たし一体となり取り組むべき問題であること。
- (8) 特定の教職員がいじめの情報を抱え込み報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反するものであること。

II いじめ防止等に係る具体的取組み

1 いじめ未然防止の観点

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障。
- (2) 生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」。
- (3) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進。
- (4) わかり易い授業を心がけ、基礎・基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感・成就感の醸成。
- (5) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人間関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じての、道徳教育及び体験活動の充実。

2 いじめの防止等の対策のための組織等

本校は、いじめの防止を実効的に行うため、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 委員会の構成員

委員長：校長

委員：副校長、主幹教諭、生徒指導主事、相談主任、学年主任。

必要に応じて養護教諭及びスクールカウンセラー等と呼集

(2) 取組内容

① いじめ防止基本方針の策定・改訂

② いじめに係る研修会の企画立案

③ 未然防止、早期発見の取組

④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告）

⑤ 具体的事案に係る協議

⑥ 「校内いじめ対策委員会」の取組みを広報・ホームページ等で周知

(3) 校内委員会の開催時期

週1回の定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催する。

4 生徒の自主的な取組

(1) いじめ防止標語・ポスターの作成

(2) 好ましい人間関係作りをねらいとした生徒会行事・取組

5 家庭・地域との連携

(1) 地区懇談会、地区教育振興総会等で保護者、地域に学校の様子を伝える。

(2) いじめ防止の取組について、通信等を通じて学校の方針を伝えると共に保護者に協力を呼びかける。

6 教職員研修

いじめ防止等に係る校内研修会を、年2回（8月、1月）開催し、教職員の資質向上を図る。

Ⅲ いじめ早期発見のための取組

1 いじめの早期発見

いじめは大人の目に届きにくい時間や場所で行われること。遊びやふざけあいを装って行われたりすること。大人が気付きにくく判断しにくい形で行われること。これらを認識し、些細な兆候であってもいじめの可能性を疑い、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要。

(1) 人間関係で悩む生徒が相談し易いよう、教師は、日頃から生徒と信頼関係を築くよう心がける。

(2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけではなく、生徒の表情や行動の変化にも留意する。学級担任は、生活ノート「マイライフ」や教育相談を活用する。

(3) いじめの兆候に気づいた時は、教職員は、速やかに予防的介入を行う。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒からの情報収集を定期的に行う。

(1) 生徒対象のアンケート調査 毎月1回

(2) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り 年2回（6月、11月）

3 家庭からの情報収集

随時、電話受付し、当該事案について調査及び組織的対応を行う。

Ⅳ いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

(1) いじめをキャッチした時は、速やかに組織的対応をする。

(2) いじめられている側の生徒、及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えると共に、いじめている側の生徒には、毅然とした態度で指導に当たる。

(3) いじめ問題の解決に当たっては、謝罪や責任を問うことのみならず、社会性の向上等、生徒の人格成長に主眼を置いた指導も行う。

- (4) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめを発見した時は、その場でいじめ行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりした時は、「被害生徒からの聞き取り票」により情報を共有する。
- (3) 生徒指導の範疇で対応する事案か、警察への相談を要する事案かを適切に判断する。
- (4) 関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。その際、主観的事実と客観的事実を区別し、正確な全体像を把握することに努める。
- (5) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が、学校生活に適應していくために、スクールカウンセラー等と連携を図り指導する。
- (6) 教育上必要があると認める時は、学校教育施行規則第 26 条の規定に基づき生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさえる。
- (2) 学級等で話し合いを行い、いじめは絶対に許されない行為であり根絶すべきとの態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案は、町教育委員会及び紫波警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、被害側に指導の根拠となるデータの提出を求める。
- (2) 生徒の生命、財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、紫波警察署・生活安全課に相談する。
- (3) 校内いじめ対策委員会は、生徒、保護者及び教員を対象とする「情報モラルに係る研修会」を開催する。

6 新型コロナに関わるいじめの対応

本校において、新型コロナウイルス感染症に罹患した生徒が発生した場合、以下の点に留意していじめ等に対処する。

- (1) 学級担任や養護教諭などを中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応する。
- (2) 臨時休業中にインターネット上や家庭内でトラブルが生じている可能性もふまえ、アンケート調査などにより悩みを抱える児童生徒の早期発見に努める。
- (3) SNS やうわさなどにより短絡的に中傷する生徒がないように、日ごろから特別な教科道徳を中心とした相手を思いやる心の指導を充実させる。
- (4) 生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイアル」や「SNS 相談窓口」等）を適宜周知する。

V いじめの解消

1 いじめの解消の要件

- (1) いじめに関わる行為が止んでいること
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

2 いじめ解消の判断

いじめが止んでいる状態が 3 カ月以上経過していること。

VI 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより、本校在籍生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- (2) いじめにより、本校在籍生徒が、長期間学校を欠席することを余儀なくされている時。
- (3) 心身又は財産に重大な被害が生じた重大事案の具体
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な被害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を負った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合

2 重大事態発生時の対応

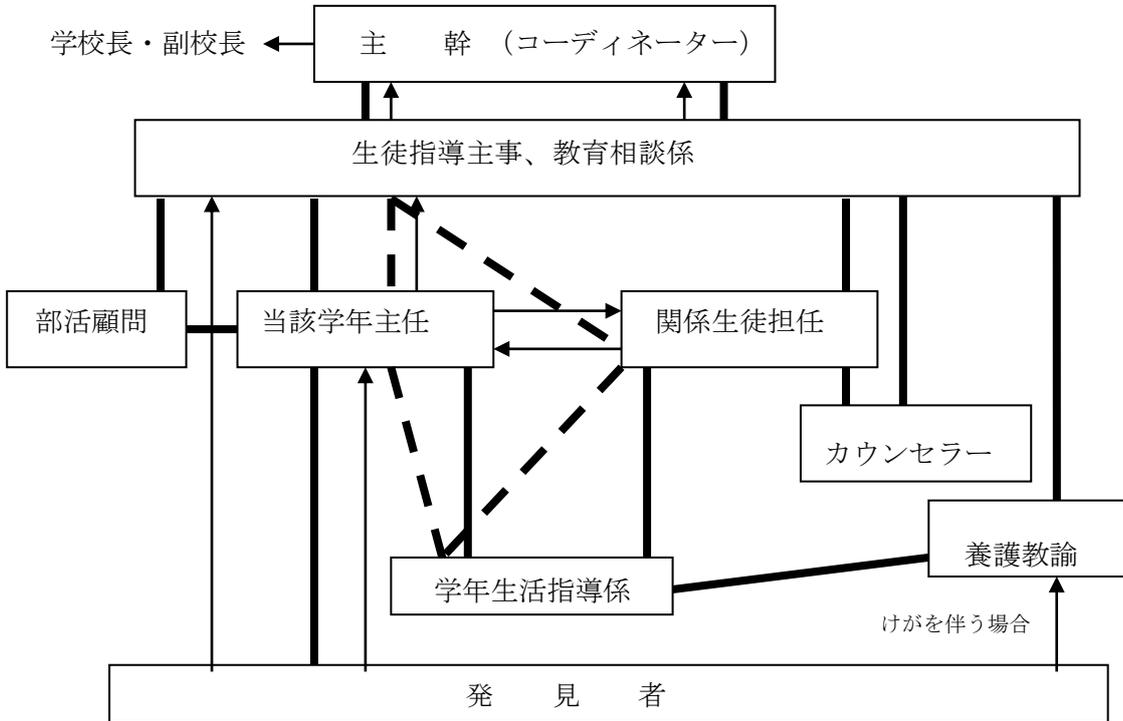
- (1) 重大事態が発生した場合、速やかに紫波町教育委員会に報告する。
- (2) 生徒又は、当該保護者から重大事態に至ったという申し入れがあった時は、速やかに対処する。

3 重大事態発生時の対応

- (1) 学校は、紫波町教育委員会の指導・支援の下、次の通り対応する。
 - ① 事実関係を明確にするための調査は、「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
 - ② 教育委員会と協議し、外部識者を入れた第三者機関を設置する。
 - ③ 事実関係を明確にするため、当該事案に特化したアンケート調査等を実施する。
 - ④ 調査の際は、重大事態の性質に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないPTAの代表や教育委員会スタッフ等の第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
 - ⑤ 調査においては、事実関係を可能な限り明確にする。特に、客観的事実関係を調査する。
 - ⑥ 調査結果を、紫波町教育委員会に報告する。
 - ⑦ 調査結果については、被害生徒・加害生徒及び保護者に必要な情報を開示するとともに、原則として他の保護者に対しても説明責任を果たす。
 - ⑧ 重大事態の発生を報告を首長に行う。
 - ⑨ 状況に応じては、指導を受け再調査を行い、協議し出席停止など適切な措置を行う。
 - ⑩ マスコミ等への対応については、窓口を校長に1本化して対応する。
- (2) 紫波町教育委員会が調査の主体となる場合は、町教委の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

いじめ発生の場合の対処

《 報告・連絡・相談 に関する構造図 》



- ① ———→ 報告 ② ——— プロジェクトを組むべきもの (メンバーを決める)

《 対応の仕方 》

1 事実の把握

- ◆ 発見者は、生徒指導主事（主）と学年主任に、（場合によって養護教諭）
発生① 時間 ② 場所 ③ 関係生徒 ④ 概要 を報告
- ◆ 生徒指導主事は①主幹に連絡 主幹は②副校長・校長に連絡
（主幹不在の場合は生徒指導主事が②も行う）
- ◆ 学年主任は ア) 関係生徒担任に連絡 イ) 関係職員を招集する
- ◆ 学年主任は関係職員と事実を調査・確認し生徒指導主事に報告
※ 相談部から発見された場合は主幹と生徒指導主事に報告
生徒指導主事は学年主任に連絡

2 対応

- ◆ 生徒指導主事は主幹に連絡し、主幹の判断のもとで対応を相談する
- ◆ 判断 レベル① 学年内で解決をめざす
レベル② 生徒指導主事を中心に解決をめざす

■ 対応

- ア 家庭連絡で事実および指導の経過・見通しを報告（指導途中でもその時点でわかった内容を伝える）
- イ 生徒レベル相談会で和解（加害側の謝罪・被害側の受け入れ）をめざす場合
 - ・ 加害者への指導を学年主任または学年生徒指導担当が行う
 - ・ 当該生徒すべてに家庭訪問またを行う
 - ・ 場合によって相談体制を整備（主幹が相談部と連絡）
- ウ 被害、加害生徒の保護者を学校に召還して相談会を持つ場合
 - ・ 主幹、生徒指導主事を中心に分担を確認して進める。
- エ 主幹をコーディネーターにプロジェクトを組む場合
 - ・ 主幹
校長、副校長と連携を密にし、全体をコーディネートする
 - ・ 生徒指導主事
学年主任と相談し、指導計画全体を立案し、活動の指揮を執る

保護者の相談役を務め、相談（謝罪・指導）会を主宰する
必要に応じ外部関係諸機関との調整を行う

- ・学年主任
被害、加害生徒担任を指導監督する
被害生徒の保護のため学年会を主宰し、必要な方策を執行する
生活指導係と連携し事故の全容解明と必要な指導を行う
- ・学年生活指導係
学年主任の指示に従い、主に加害生徒の指導を担当する（事情聴取等）
指導の経緯を時系列に整理・記録し、生徒指導主事に報告する。

VI いじめ防止教育年間指導計画

月	内 容	留 意 事 項	備 考
4	テーマ「いじめを許さない学校づくり」 ・誰もが、かけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育くむ。	・いじめは許さない強い姿勢を持たせる。 ・学校が定めている「いじめ防止マニュアル」に基づき、学校の対応について説明する。	全学年
5月	情報モラル教育講演会 ・ネットトラブル、いじめにつながる使い方にならないよう啓蒙する。	・保護者にも参加してもらうように案内する。	全学年
8	テーマ「いじめに遭遇した時の行動を考える」 ・学級活動や生徒会活動などの場を利用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。	・いじめを見たとき、自分の問題として捉えさせる。 ・話し合い活動などを取り入れ、いじめは絶対に許されない行為であり根絶すべきとの態度を行き渡らせる。	全学年
2	テーマ「個人を尊重し、自己を大切にする」 ・全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを目指すとともに、自分に自信を持ち目標に向かえる強さを育む。	・1年の出来事を振り返り、成果を確かめるとともにより良い生活にする意欲を持たせる。	全学年
2学期以降	情報モラル教育講演会② ・いじめにつながるトラブルを特に取り上げ、ネット・スマホ等の使い方の注意を促す。	・友人関係を壊してしまうトラブルが10月以降多くなることを踏まえ、指導する学年集団を絞って指導を強化する。	単学年
適時	道徳授業との関連 ・道徳教材と連携し、適切な時期に取り入れること。 ・生徒自身が考える時間になるよう指導を工夫すること。 ・「道徳的評価」にとらわれ、素直な発言などが抑圧されることの無いように留意する。		
適時	行事・特別活動との関連 ・互いを認め合う機会にもなることから、いじめ防止について、効果的に指導が行える機会とする。 ・学級の枠を超えた指導も試みる。		